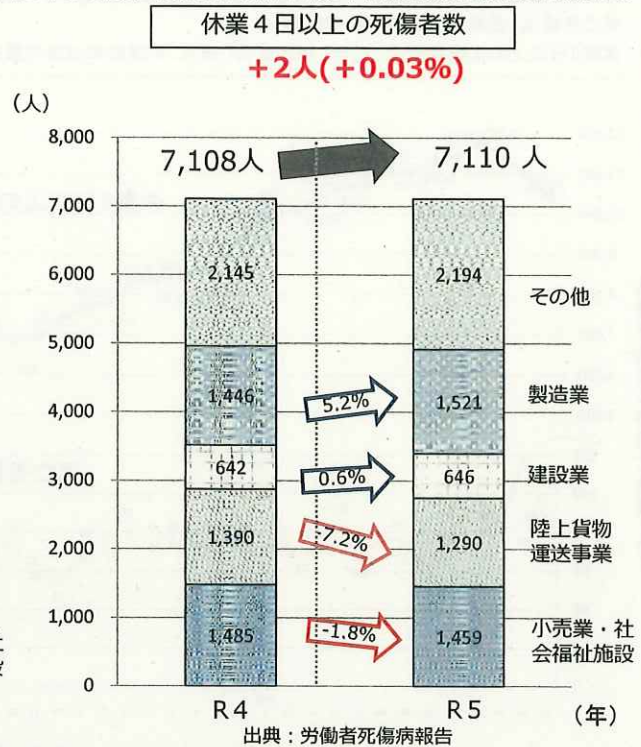
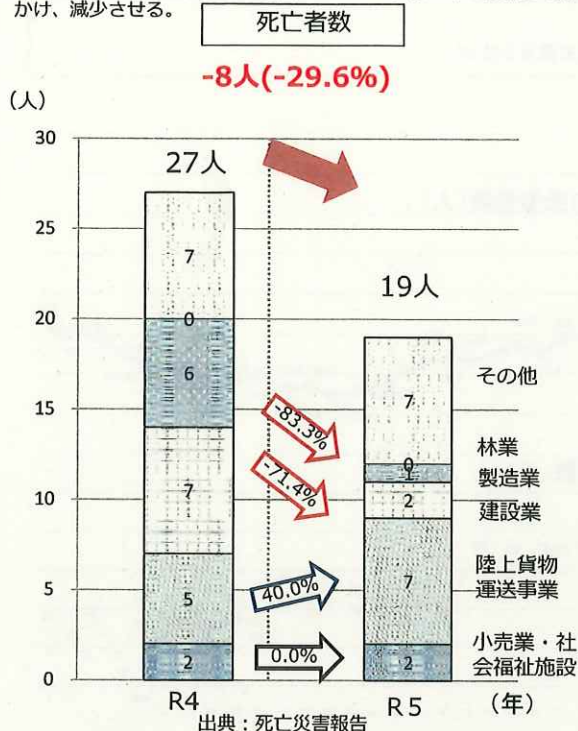


# 令和5年 業種別労働災害発生状況（確定値）

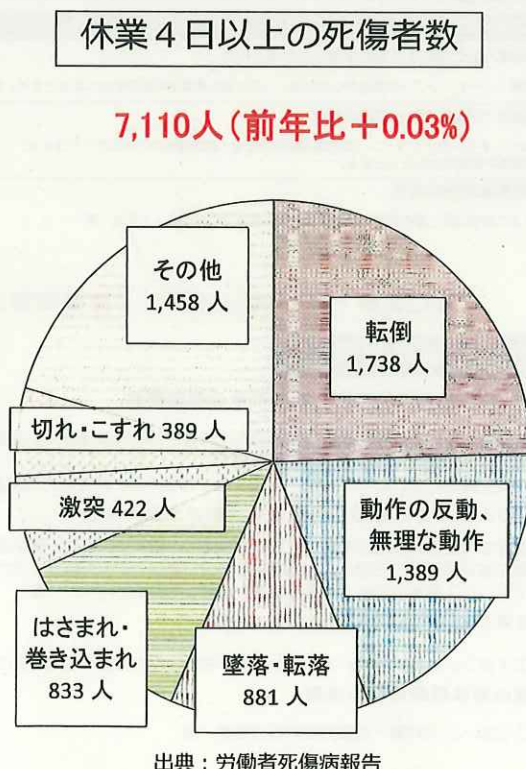
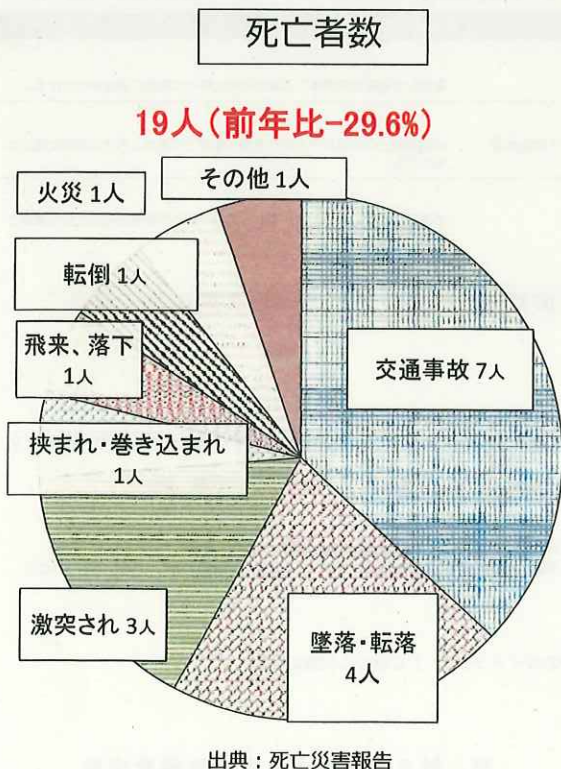
資料1

- 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの
- 埼玉第14次労働災害防止計画において、令和4年と比較して令和9年までに死亡者数は20%以上の減少、死傷者数は増加傾向に歯止めをかけ、減少させる。



新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害発生状況は以下のとおり。（上記グラフの人数には含まれていない。）  
 （死亡者数）令和4年 2人、（休業4日以上死傷者数）令和4年 8,099人、令和5年 1,885人

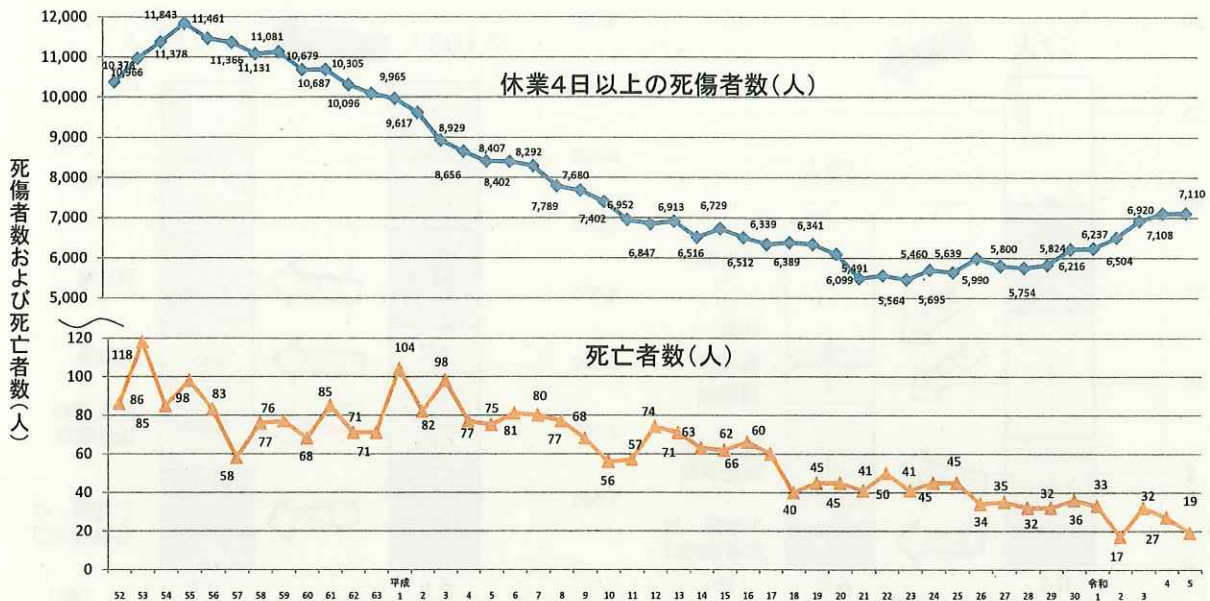
# 令和5年 事故の型別労働災害発生状況（確定値）



新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く

# 労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

- ・休業4日以上の死傷者数は、平成23年まで減少傾向にあったものの、増加に転じた。
- ・死亡者数は、長期的には減少傾向にある。
- ・休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、平成23年以降で過去最多となった。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成  
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成  
 ※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの

## 埼玉第14次労働災害防止計画（概要）令和5年度～令和9年度

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定めた。

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 ・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等	・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
○高齢労働者の労働災害防止対策の推進 ・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	・60歳以上の死傷年千人率を令和9年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
○労働者の健康確保対策の推進 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。等	・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

**死亡災害：20%以上減少**      **死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ令和9年までに減少**

### 計画の重点対策

#### 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知 ex)健康経営認定制度）
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集 等）

#### 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・健康経営埼玉推進協会を通じた転倒や腰痛の予防対策の周知、関係者と連携して対策に取り組む事業者を支援。
- ・事業主健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、事業主健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のため、医療保険者と連携した周知を行う。 等

#### 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進

#### 労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進